

# 全国司法書士女性会FAX通信292号 (2015年11月号外)

発行責任者 会 長 大 城 節 子  
事務局 〒579 - 8036大阪府東大阪市鷹殿町 1 - 7  
司法書士法人東大阪前川滝川事務所内  
Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460  
e-mail joseikai@aoitakigawa.com  
http://shihosyoshi-joseikai.com/

## 「夫婦別姓訴訟」最高裁・大法廷回付！ 口頭弁論 開かれる

会長 大 城 節 子

2015年11月4日(水)午後2時、最高裁判所大法廷において、「夫婦別姓訴訟」口頭弁論が行われた。

2011年2月14日民法改正が実現をみないことを立法不作為として損害賠償請求事件が提訴されてから4年9か月が経過した。

上告審、最高裁判所寺田裁判長は事件の大法廷回付を決定し、憲法判断に臨む姿勢を示した。

11月4日、最高裁判所南門に並んだ傍聴希望者258名、傍聴席は153席のため抽選となり100名以上が入廷できなかったことになる。

国内のみならず国際的な注目を受けている口頭弁論の様子を報告する。なお、傍聴の上、「支える会」主催の「報告会」資料を参考にさせていただいた。

### 上告審弁論

初めに、上告人の一人から本人弁論が行われた。

行政書士である本人は「事実婚」では事故などの場合夫婦として認められないのではないかと不安から「法律婚」を望んだ。

お互いに名字を変えたくないという「事実婚」でよいのではないかとご夫君の主張があり「法律婚」を望んだ本人が名字を変更した。

旧姓使用により仕事を続けたが、遺言立会いに戸籍名を求められたことでショックを受けた。ほかに、給与支払い、社会保障、病院など戸籍名を求められ不便な状態が続くことになる。

法律婚を望む人が人格の喪失感を伴わず旧姓のまま仕事を続けるには「夫婦別姓」制度の実現が必要だ。政治に期待し続けたが叶わず、司法判断に望みを託し提訴した事情が語られた。

次に弁護士打越さく良事務局長から代理人弁論がはじめられた。

望まない改姓を余儀なくされた上告人ら、また、やむを得ず婚姻改姓した女性たちは「自分が自分でなくなってしまった」と悲しみ苦しんでいる。夫婦とも名字を維持するため、やむなく事実婚を選択するケースもあるが、事実婚には法律婚に比べ様々な不利益がある。

2014年の統計では、婚姻夫婦の96.1%が夫の名字を夫婦の名字としている。このような極端な数字は、夫婦の自由な話し合いによる合意の結果ではなく、民法750条の構造から生み出された差別的な結果である。多くの女性たちが自分の名字で生きたいという願いを最高裁判所に託している旨弁論があった。

次に寺原弁護士から憲法13条により保障されている権利の侵害である旨弁論があった。

氏名は、個人の識別という機能的な側面にとどまらず、人がそこにあるべき当然のものとして、人生、人格に深く根ざすものとなる。この氏名権は、人格権の一内容として憲法13条により保障されている。

憲法13条「個人としての尊重」と憲法24条2項「個人の尊厳」は多様な存在のまま尊重されなければならないという価値そのものである。民法750条の放置により、個人の尊厳という価値が侵害され続けている。

これを食い止めるべく、方策をとるべき責任が立法府にはあり、それをしないのは、裁量権の逸脱である。

ここで、寺原代理人弁護士は、「自分の姓が変わるイメージ」を現実のものとして想像してみて下さい、という提案をした。

次に、竹下弁護士から「婚姻の自由」の保障その制約について弁論があった。

「婚姻の自由」とは、法律婚をするにあたり、両性の合意のみに基づいてなされることであるが、民法750条は夫婦の一方が姓を変更しない限り婚姻できないため、婚姻の自由を制約している。

控訴審判決は、立法目的として「家族の一体感の確保」を挙げたが、国民の多数は「家族の一体感」とは夫婦同姓の強制によって確保されるものではなく、日々の夫婦の努力、愛情により築き上げていくものであることを十分認識している。

民法750条の下では、婚姻に当たり同姓を望まない者にとっては、姓の変更を強制されることに従うか、婚姻を断念するか、いずれかの選択しかできない。立法目的の達成のためにも夫婦同姓である理由はない。

民法750条による同姓強制は、「婚姻の自由」に対する不合理な制約以外のなものでもなく、婚姻の自由を保障する憲法24条、同13条に反し違憲である。

続いて、折井弁護士から「間接差別」である旨弁論があった。

結婚によって妻が夫の家に入るという（旧来の）家意識が根強い日本社会では、婚姻に際しては妻が姓を変えるという社会的な意識が厳然と存在している。

また、高度経済成長の下では、性別役割分業が徹底し、妻の多くが主婦となり家事に専念、現在も家事育児は女性の役割とする固定的な分業意識は根強く続いている。女性が就労している場合であっても男女の賃金格差は他の「先進」諸国に比べて大きいので、男性の経済力に依存せざるを得ない状況がある。かかる男女格差が現実にあるなかで、女性が男性と対等な立場で「自由かつ平等な意思に基づく協議」をすることはほとんど不可能である。

民法 750 条の一見中立的な規定が圧倒的な割合で女性にのみ姓の変更を強いる結果をもたらしている。

民法 750 条のように、一見形式的には平等で中立的な規定であっても、実質上女性差別の結果をもたらすものを、間接差別という。日本国憲法 14 条は、性差別に関して直接的な差別のみならず間接差別も禁じていると解すべきである。司法が、この間接差別を憲法 14 条に違背するものとして禁じない限り、この性差別は永久に解消されず、憲法の意図した両性の真の平等は実現しない。

次に、大谷弁護士から女性差別撤廃条約違反である旨弁論があった。

女性差別撤廃条約は、一見、女性差別とは認識されにくい、女性が人権及び自由を行使することを害する効果を持つような制限、すなわち、「間接差別」を女性に対する差別であると定義し、これを撤廃することを国家に義務付けた。

1985 年、日本は、女性差別撤廃条約を批准し、女性差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、遅滞なく行う国際法上の義務を負った。なお、女性差別撤廃条約は、憲法 98 条 2 項により、自動的に日本の国内法としての効力を有する。

この「条約」16 条 g 項は、婚姻に当たり姓を選択する権利について夫と妻の間に差別があってはならないことを明確に規定している。民法 750 条が強制している夫婦同姓は、日本に存在する「婚姻の際には夫の姓を名乗るもの」との社会慣習の下で、婚姻における姓の選択に関する権利を女性が行使することを害する効果を生んでいることは明らかである。つまり、民法 750 条は、女性差別撤廃条約が定める差別的規定にあたり、日本は、立法機関である国会により、改廃のための立法措置を取る」義務がある。

女性差別撤廃委員会は、日本に対し「選択的夫婦別姓制度を採用する」ための民法改正の早急な対策を講じるよう要請し、その後も 2 度にわたり進捗状況に関して特別に報告を求めた。批准した条約から生じた義務の履行を拒否し続けることは、条約違反であるだけでなく、条約順守義務を定めた憲法 98 条 2 項にも違反する。

最後に榊原弁護団長が、国の立法義務と立法不作為の違法性が高いこと。立法

府に期待できない状況であることから、人権の最後の砦としての裁判所に救済を求めたこと。最高裁判所が、民法 750 条の違憲性、国会の立法不作為を明確に宣言されることを心から期待する旨主張して弁論を締めくくった。

被上告指定代理人からは、民法 750 条は国賠法上違法ではないという短い反論があった。

裁判長から、判決言い渡しの日取りに関して改めて通知する発言があり、閉廷した。

早ければ年内、遅くとも年明けには判決が言い渡されるとのことであるが、国内のみならず、国際的にも注目度が高い裁判の行方に期待が高まる。2016 年 2 月に開催される国連会議での発表が誇れるものであることを願うばかりである。

1996 年、法制審議会が選択的夫婦別姓制度を含む民法改正法案要綱を答申し、やがて 20 年。

今回の「別姓訴訟」は、最高裁判所大法廷・憲法判断の扉を開けたが、その結論は如何に。期待を込めて「違憲」判決を切望する。

各士業のお知らせを次頁に掲載しています。  
お子様連れも参加できます。  
まだ余裕があるので、ぜひご参加ください。

平成27年9月吉日

会員各位

## 第17回 各士業女性合同研修会のご案内

(主催：大阪弁護士会・大阪女性社労士会・全国司法書士女性会・日本公認会計士協会近畿会・全国女性税理士連盟)

初秋の候、会員の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年1月1日から、いよいよマイナンバー制度の利用が開始されます。それに先立ち、間もなく通知カードが皆様のお手元に届きます。そこで、研修会では利用開始直前にこそ理解しておきたい内容を、税理士・社会保険労務士それぞれの立場から最新情報を含めて解説いたします。その後、税理士・社会保険労務士・弁護士によるパネルディスカッションでは利用方法や利便性のほかに危険性等懸念される問題点の提起とその心構え、取扱時の注意事項まで議論いたします。今回お招きするパネリストとコーディネーターは各専門分野のマイナンバー研修会で講師を務められご活躍されている方々です。ぜひ多数の皆様のご参加をお待ちしております。

テーマ 「マイナンバー利用開始直前セミナー」

～あなたはマイナンバーを適正に管理できますか？～

日時 平成27年11月28日(土)

研修会 13:00 ～ 16:30 (12:30より受付開始)

懇親会 17:30 ～ 19:30

場所 大阪弁護士会館 2階 [www.osakaben.or.jp/web/02\\_access/](http://www.osakaben.or.jp/web/02_access/)

大阪市北区西天満 1-12-5 TEL: 06-6364-0251

### スケジュール&プログラム

研修会 13:00 ～ 14:55

講師： 第1部 税理士 上西左大信氏

第2部 社会保険労務士 福西綾美氏

休憩 14:55 ～ 15:05

## パネルディスカッション 15:05 ~ 16:30

### パネリスト

税理士 上西左大信 氏      社会保険労務士 福西 綾美 氏  
弁護士 豊永 泰雄 氏

### コーディネーター

弁護士 今枝 史絵 氏

## 研修会費 無 料

なお研修会終了後に、GARB WEEKS <http://tabelog.com/osaka/A2701/A270102/27050613>にて、懇親会(会費5,000円)を開催いたします。会費は当日研修会会場にてお支払い下さい。他士業の方々との交流のよい機会ですので、多数のご参加をお待ちしております。

**申込先** 全国司法書士女性会 鵜川智子

お申し込みは、11月20日(金)までに申込用紙にてFAXでお願いいたします。

T0 : 全国司法書士女性会 鵜川智子 FAX ( 072 - 683 - 8305 )

お問い合わせは 電話 ( 072 - 683 - 0283 ) まで

### 各士業女性合同研修会 申込用紙

参加ご希望の会に をつけてください

研修会

懇親会

お名前

所属会

連絡先 TEL ( )

FAX ( )

\*一時保育希望の場合(要予約・無料)は、下記にご記入ください。

(詳細は、追ってご連絡いたします。)

お子様のお名前

年齢 歳

\*懇親会につきましては、人数分の予約のためキャンセルされる場合は必ず11月20日(金)までにご連絡ください。キャンセルのご連絡がなく欠席されますと、懇親会費を頂戴する場合がございます。また会場の都合により先着順となりお断りする場合がありますことをご了承ください。

{ \*質問等ございましたらご記入下さい。 }